

新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成30年4月3日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条、第184条、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条、第23条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）<u>第13条</u>の規定において準用又はその例によるとされている令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき不在者投票のできる病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設については、県委員会が前項の規定により指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をもってこれにあてる。</p> <p>（掲載順序のくじ）</p> <p>第60条 第45条の規定は、公選法<u>第169条第6項</u>の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじについて準用する。</p> <p>（掲載順序のくじの立会）</p> <p>第61条 第46条の規定は、公選法<u>第169条第7項</u>の規定による立会について準用する。この場合において、「候補者届出政党の代表者又は候補者」とあるのは「候補者又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者」と読み替えるものとする。</p> <p>（掲示の修正又は抹消）</p> <p>第69条 市町村委員会は、公選法第175条第3項から第6項までの規定により掲示の掲載の順序が定まった後、令第92条第1項第2号（<u>同条第11項</u>において準用する場合を含む。）の通知を当該選挙長から受けたとき又は<u>同条第6項第2号</u>（<u>同条第9項</u>において準用する場合を含む。）の通知に基づく<u>同条第7項</u>（<u>同条第9項</u>において準用する場合を含む。）の通知を県委員会から受けたときは、その通知に係る公職の候補者又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等若しくは衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者に関する部分を修正し又は抹消して掲示しなければならない。</p>	<p>（病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条、第184条、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条、第23条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）<u>第14条</u>の規定において準用又はその例によるとされている令第55条第2項及び第4項第2号の規定に基づき不在者投票のできる病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設については、県委員会が前項の規定により指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設をもってこれにあてる。</p> <p>（掲載順序のくじ）</p> <p>第60条 第45条の規定は、公選法<u>第169条第5項</u>の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじについて準用する。</p> <p>（掲載順序のくじの立会）</p> <p>第61条 第46条の規定は、公選法<u>第169条第6項</u>の規定による立会について準用する。この場合において、「候補者届出政党の代表者又は候補者」とあるのは「候補者又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の代表者」と読み替えるものとする。</p> <p>（掲示の修正又は抹消）</p> <p>第69条 市町村委員会は、公選法第175条第3項から第6項までの規定により掲示の掲載の順序が定まった後、令第92条第1項第2号（<u>同条第9項</u>において準用する場合を含む。）の通知を当該選挙長から受けたとき又は<u>同条第5項第2号</u>（<u>同条第8項</u>において準用する場合を含む。）の通知に基づく<u>同条第6項</u>（<u>同条第8項</u>において準用する場合を含む。）の通知を県委員会から受けたときは、その通知に係る公職の候補者又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等若しくは衆議院名簿登載者若しくは参議院名簿登載者に関する部分を修正し又は抹消して掲示しなければならない。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。